

「第7期滝川市障がい福祉計画」 の発刊にあたって



本市では、平成19年3月に「障害者自立支援法」に基づき「第1期滝川市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制や利用見込量を定めるとともに、「障害者基本法」に基づき地域における障がい者の暮らしの基盤を整備する基本計画となる「滝川市障がい者計画」を策定し、以来、障がい者施策の総合的・体系的な推進に努めてまいりました。

この間、障がい福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、障がい福祉サービスに関していえば、平成15年に支援費制度が導入され、障がい者自らがサービスを選択する現在の形となったことを皮切りに、身体・知的・精神障がいの種別ごとに分かれていた制度の一元化や各種サービスの新設・強化など多くの制度改正が行われてきました。

このような中、本計画は障がい福祉サービスの利用実績や障がい者を取り巻く情勢の変化を踏まえ、各障がい者団体や関係機関等の意見・要望を取り入れながら3年ごとに見直しを行っており、この度令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期滝川市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービスの提供体制やサービス量の見込みを定めさせていただきました。行政と市民の皆様をはじめ、関係機関や団体と連携し、「滝川市障がい者計画」の理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただいた滝川市保健医療福祉推進市民会議、滝川市自立支援協議会障がい福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

滝川市長 前田 康吉

目 次

I	計画の概要	1
II	障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要	3
III	滝川市の現況（令和5年3月末現在）	8
IV	障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要 と市内事業所の状況	10
1	障がい福祉サービス	10
2	障がい児通所支援	13
3	計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援	14
4	障がい福祉サービス等利用の状況（令和5年8月利用分）	15
V	計画推進のための基本的事項	23
VI	数値目標の設定	25
1	訪問系サービス	25
2	日中活動系サービス	26
3	居住系サービス	30
4	計画相談支援・地域相談支援	30
5	障がい児通所支援	31
6	地域生活支援事業の概要	33
VII	サービスの見込量一覧（再掲）	35
VIII	障がい福祉サービス等利用実績（再掲）	38

【参考】

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	42
第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	43
第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	44
第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	45
第5期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	46
第6期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について	・・・・・・・・	47
（資料1）滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿	・・・・・・・・	48
（資料2）滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱	・・・・・・・・	49
（資料3）滝川市自立支援協議会障がい福祉計画策定委員会 委員名簿	・・・・・・・・	51
（資料4）計画策定の経過	・・・・・・・・	51

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「第7期滝川市障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「滝川市障がい者計画」（令和5～9年度）の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指し、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要とされるサービス量の適切な見込みを行うとともに、サービス提供体制を計画的に確保していくために定めるものです。

2. 計画の体系及び位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保や指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めるための実施計画として策定するもので、「障害者基本法」第11条第3項に基づき策定された「滝川市障がい者計画」中、生活支援等に関わる3年間の実施計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）及び「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自発第0108001号）を踏まえて策定しています。

さらに、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」（令和6～11年度）と連携しているほか、「滝川市総合計画（2023～2032）」の個別計画として位置付け、「滝川市障がい者計画」（令和5～9年度）と併せて障がい者福祉施策の具体的な事業計画として策定します。

なお、障がい児支援については、児童福祉法の改正により平成30年4月1日から市町村障害児福祉計画を策定するものとされました（同法第33条の20）が、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項や各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量については、本計画に包含することとします。

3. 計画の期間

本計画では、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とし、今まで進められてきた障がい福祉サービスの整備状況や利用状況を見極めながら、障がい者個々の支援体制の充実・強化が図られるよう、また、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

	R 01	R 02	R 03	R 04	R 05	R 06	R 07	R 08	R 09	R 10
滝川市障がい者計画										
第7期滝川市障がい福祉計画 第3期滝川市障がい児福祉計画										

4. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法に定義される障害者とします。

- 心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 身体障害者福祉法に規定される身体上の障害がある者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたもの
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者
(統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、高次脳機能障害、精神病質その他の精神疾患を有する者)
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者
(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(難病など)

5. 障がい児の定義

本計画における「障がい児」とは、児童福祉法に定義される障害児とします。

6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がい者及びその家族等により構成する団体を始め幅広い分野にわたる関係者の意見を反映したものとするため、「滝川市保健医療福祉推進市民会議」を計画策定の統括機関と位置付け計画策定について諮問を行い、障がい者等への支援の体制の整備を図るため関係機関等により構成される「滝川市自立支援協議会」において「計画策定委員会」を設置し、具体的な意見の聴取及び検討を行いました。

なお、本計画の期間中に関係法令の見直し等が行われ、それに伴い本計画の見直しが必要となった場合は、必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ 障害者総合支援法・児童福祉法改正の概要

★今までの改正のポイント★

H23.10 ■地域における自立した生活のための支援の充実

- ・グループホームを利用する低所得者を対象に居住費用の助成（限度1万円）が図られました。
- ・視覚障がい者を対象に移動に必要な情報を提供するとともに、移動等の支援を行う「同行援護」が創設されました。

H24.4 ■利用者負担の見直し

- ・応能負担の原則を明確化することに加え、利用者負担限度額の考え方が障がい福祉サービスと補装具費の利用者負担の合算となり、障がい者の負担軽減が図られました。

■相談支援の充実

- ・基幹相談支援センターの設置等、相談支援体制の強化が図られました。
- ・長期入院者等の地域移行支援や地域定着支援の個別給付化が図られたほか、計画相談、障がい児相談の充実強化が図られ、サービスを利用する障がい者全員に相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することになりました。

■障がい児支援の強化

- ・障害者自立支援法と児童福祉法に規定されていた障がい児の通所施設・通所サービスが、児童福祉法の規定に一本化され、障がい児施設の一元化と通所サービスの実施主体が見直されました。

■実施主体が北海道から市町村に

- ・重症心身障がい者の療養介護サービスの実施主体が北海道から市町村に変更になりました。

H25.4 ■障がい者の範囲の見直し

- ・発達障がいが障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。
- ・難病等の方々も、障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。

H26.4 ■重度訪問介護の対象拡大

- ・重度訪問介護の対象に「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するもの」が新たに追加されました。

■共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

- ・障がい者の高齢化、重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームがグループホームに一元化されました。（介護サービス包括型・外部サービス利用型に分かれています。）

■地域移行支援の対象拡大

- ・地域生活への移行のため支援を必要とする対象者は、これまで障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者でしたが、新たに保護施設や矯正施設に入所している障がい者も支援対象となりました。

■障害程度区分から障害支援区分への見直し

- ・「障害程度区分」が、障がい者の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改正されました。

H30.4 ■障がい者への地域生活の支援

- ・施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」が新設されました。
- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」が新設されました。
- ・「重度訪問介護」について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となりました。
- ・65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組み（新高額障がい福祉サービス等給付費）が創設されました。

■障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

- ・重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが新設されました。
- ・保育所等を利用中の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、新たに乳児院・児童養護施設の障がい児も対象として追加されました。
- ・医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされました。
- ・障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

R4.6 ■児童発達支援センターの役割・機能の強化

- ・児童発達支援センターが、地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化され、類型（福祉型・医療型）の一元化が図られました。

■障がい児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

- ・障がい児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）が明確化され、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続が可能となりました。

R4.12 ■障がい者等の地域生活の支援体制の充実

- ・共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが法律上明確化されました。
- ・地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりました。

■障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進

- ・就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施することとなりました。

■障がい福祉サービス事業者の指定方法の見直し

- ・市町村障がい福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

★本計画における滝川市の取組★

■国の基本指針の主なポイント

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設からの一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実強化
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



■福祉施設入所者の地域生活への移行

障がい者の自立支援の観点に立ち適切な意思決定支援を行いつつ、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続のために、地域移行支援や地域定着支援等の相談支援をはじめとした障がい福祉サービスの提供を進めていくとともに、困難事例等状況によっては入所先の施設や滝川市自立支援協議会とも連携した対応を行っていきます。

■地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の維持及び継続を支えるために地域生活支援拠点等としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の検討を関係機関と協議しながら進めます。

■障がい者の一般就労への移行等

障がい者の一般就労への移行促進に向けて就労移行支援や就労定着支援、就労継続支援等の障がい福祉サービスの提供を基本としながら、新たに創設される「就労選択支援」の活用もして支援を行っていくとともに、関係機関とも連携を図っていきます。

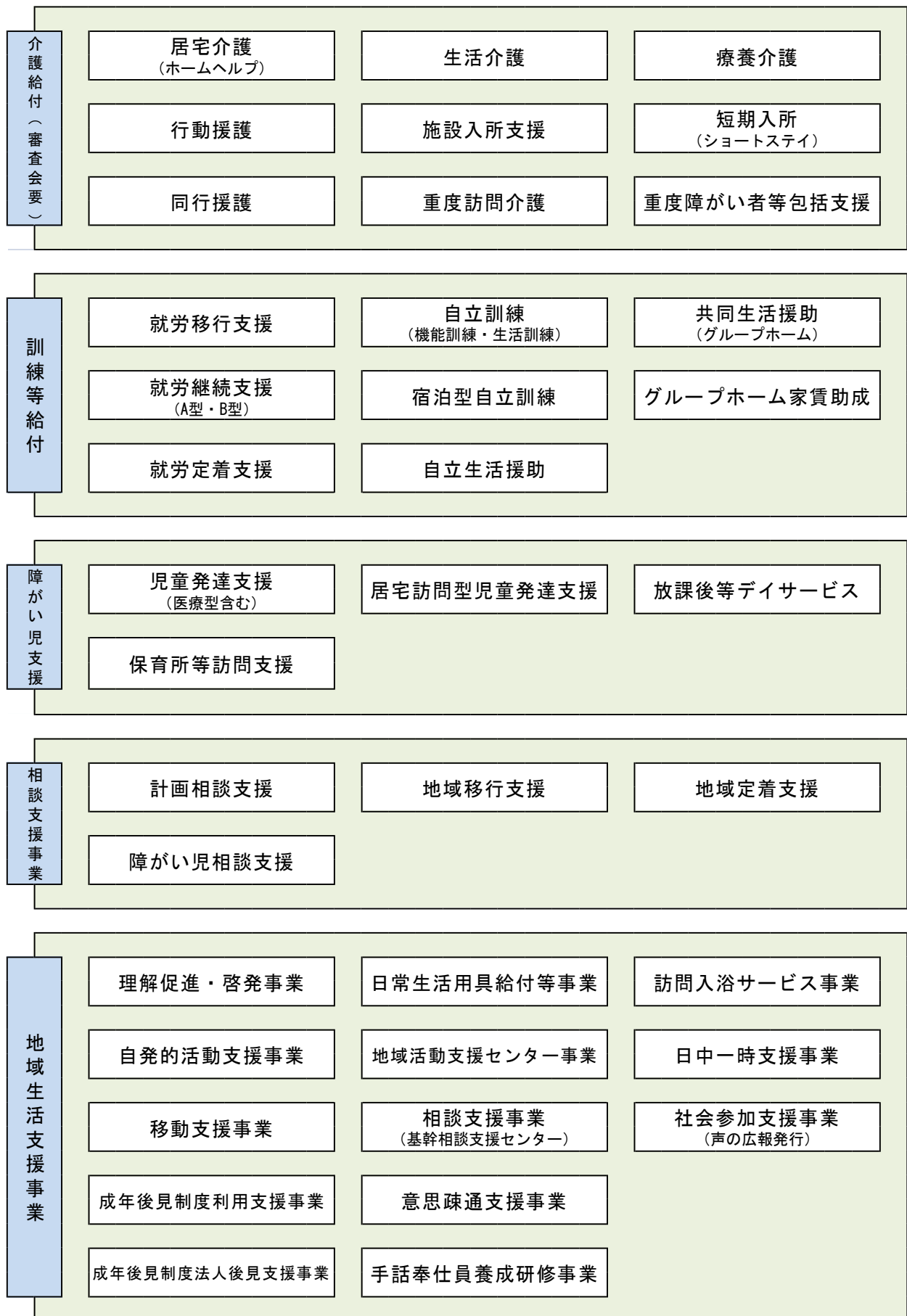
■障がい児支援の提供体制の整備等

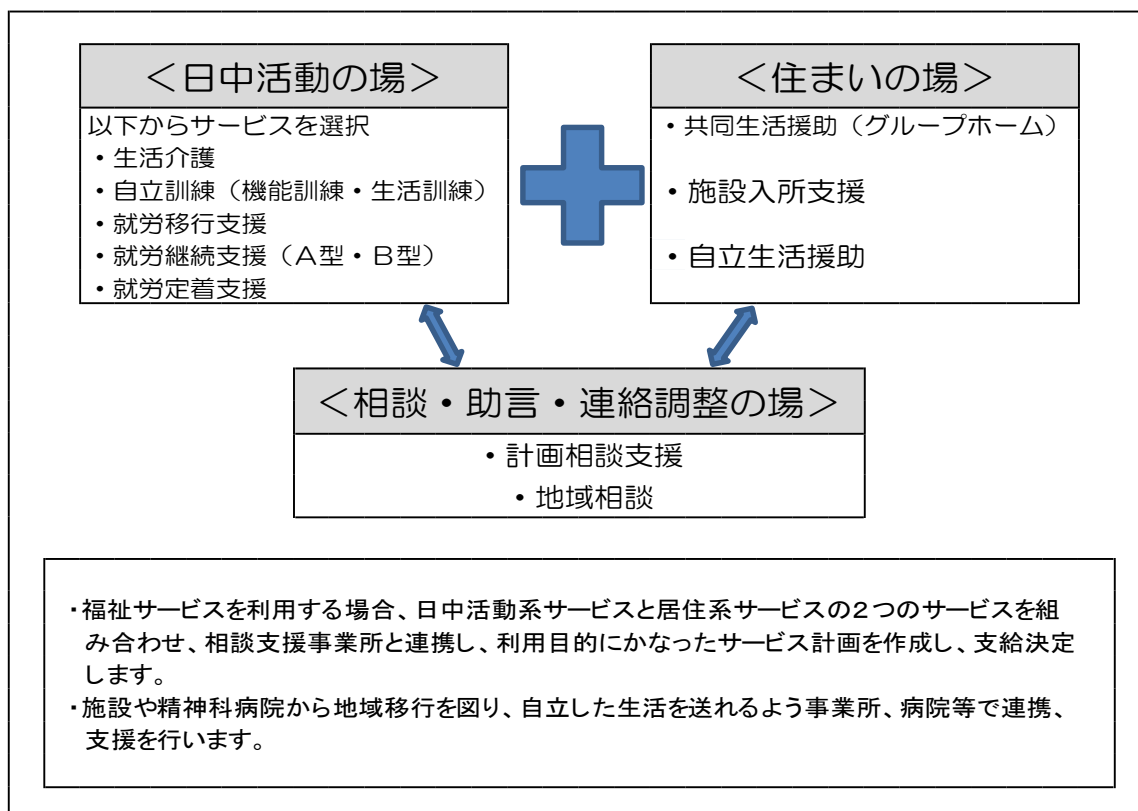
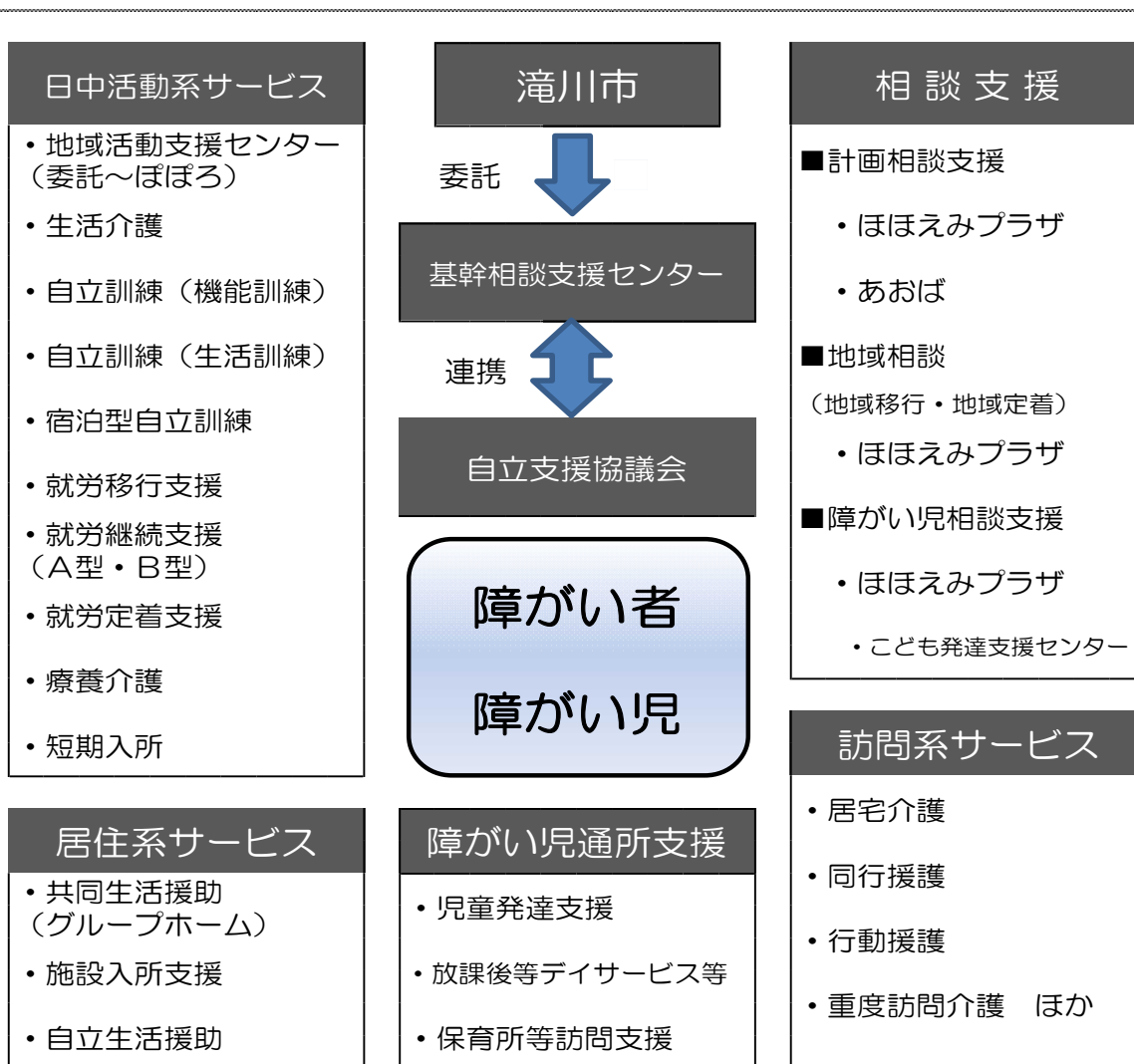
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場として、滝川地域こども発達支援推進協議会がその役割を果たしており、必要に応じた支援を検討するとともに、入所児童が大人にふさわしい環境へ移行ができるように移行調整の協議の場など地域の支援体制の整備について協議を進めます。

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

多様化する障がい福祉サービスと多くの事業所の参入がある昨今の状況から、法制度の理解を深め真に必要なサービスを提供するために、北海道やその他の機関が主催する研修等に市職員を参加させます。また、事業者間の連携強化とサービス等の質の向上に努めます。

★障がい福祉サービス等に係る体系★





Ⅲ 滝川市の現況（令和5年3月末現在）

1 滝川市における手帳所持者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	1,754	328	277
18歳未満	23	71	—
合 計	1,777	399	277

2 身体障がい者手帳 障がい別・等級別人数

（1）18歳以上

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	30	33	8	8	12	7	98
聴覚・平衡	1	31	13	75	0	48	168
言語・音声	0	2	8	12	0	0	22
肢体	165	181	173	287	132	60	998
内部	314	5	48	101	0	0	468
合 計	510	252	250	483	144	115	1,754

（2）18歳未満

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	2	0	0	0	0	0	2
聴覚・平衡	0	1	0	0	0	2	3
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	6	2	2	3	0	0	13
内部	4	0	1	0	0	0	5
合 計	12	3	3	3	0	2	23

3 療育手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	A判定 (最重度・重度)	B判定 (中度・軽度)	合 計
療育手帳所持者数 (18 歳以上)	103	225	328
療育手帳所持者数 (18 歳未満)	17	54	71
合 計	120	279	399

4 精神保健福祉手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
精神保健福祉手帳	26	131	120	277

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全 体	802	836	906

6 障害支援区分認定の状況

(単位：件)

障害支援区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分 1	4	6	3
区分 2	25	18	24
区分 3	16	14	41
区分 4	17	14	26
区分 5	8	18	26
区分 6	20	8	22
合 計	90	78	142

*介護給付費の支給者のみ。訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援など）の支給者は、含まれていません。

Ⅳ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援の概要と市内事業所の状況

1. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れるよう、障がい者個々の多様な生活を支えるサービス体系として（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービスに分類され、それぞれを組み合わせ、サービスの支給決定がされています。

（１）訪問系サービス

◆居宅介護

日常生活に支障のある障がい児者の家庭を訪問し、入浴や食事等の介護、衣類の洗濯や住居の清掃等の介護を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーションぴーすふる
■ ヘルパーステーションちやいむ

◆同行援護

重度の視覚障がい児者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーションぴーすふる

◆行動援護

知的障がい又は精神障がいのため行動が著しく困難な障がい児者で常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等の援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーション ぴーすふる

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常時介護が必要な方又は行動上著しい困難を有する障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等、総合的な援助を行います。

■ 滝川市社会福祉協議会訪問介護事業所
■ ヘルパーステーション ぴーすふる
■ ヘルパーステーションちやいむ

◆重度障がい者等包括支援

常時介護の必要な障がい児者で介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

◆生活介護

常時介護を必要とする障がい者に日中、施設において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

■滝川ほほえみ工房（定員：15人/日）
■滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：8人/日）
■トータルサポートriaru〜リアル〜（定員：10人/日）
■ゆいと（定員：20人/日）

◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に必要な訓練を行います。

◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に必要な訓練を行います。

■多機能型事業所ひなた（定員：6人/日）

◆宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を目指している障がい者に、一定期間居住の場を提供し、食事や家事等の自立生活に必要な訓練を行います。

◆就労移行支援

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

◆就労定着支援

一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

◆就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

■コネクト（定員：20人/日）
■ヒューマンインターフェイス（定員：15人/日）

◆就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■滝川ほほえみ工房（定員：45人/日）

■若草友の会共同作業所（定員：20 人/日）
■滝川更生園（定員：30 人/日）
■滝川新生園（定員：20 人/日）
■地域就労支援センターこころ（定員：20 人/日）
■工房江部乙（定員：20 人/日）
■アドバンス（定員：20 人/日）
■多機能型事業所ひなた（定員：14 人/日）
■障がい者支援事業所 歩（定員：20 人/日）

◆療養介護

医療を必要とする障がい者で、常時介護が必要な方に、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。

◆短期入所

居宅で介護を行う方の疾病その他の理由により、施設に短期間の入所を必要とする障がい児者に施設等において夜間を含め入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■滝川通園事業所たんぽぽの家（重症心身障がい児者対象 定員：2人/日）
■短期入所事業所えーる（定員：6 人/日）
■グループホーム桔梗（定員：空床型）
■リアルの家（定員：1 人/日）
■暑寒の里いろどり 短期入所事業所（定員：2 人/日）

（３）居住系サービス

◆共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう相談や日常生活上の援助のほか入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

■社会福祉法人滝川ほほえみ会（定員：8か所・40名定員）
■一般社団法人はるか（定員：1 か所・19 名定員）
■医療法人優仁会（定員：2 か所・12 名定員）
■社会福祉法人雨竜園（定員：3 か所・29 名定員定員）
■合同会社ひかりサービス（定員：2 か所・8 名定員）
■特定非営利活動法人一心会（定員：1 か所・6 名定員）
■特定非営利活動法人風汐（定員：1 か所・9 名定員）

※グループホーム家賃助成

特定障害者特別給付費（補足給付）として、低所得の世帯又は生活保護受給世帯の方が利用するグループホームの家賃を上限1万円まで助成します。

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に、入浴や排せつ、食事の介護等の援助を行います。

◆自立生活援助

単身生活等により支援を必要とする居宅で生活する障がい者に対して、定期的な巡回や訪問等により、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

2. 障がい児通所支援

障がい児通所支援は、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスで、障がい児の状態像や年齢に応じて、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等のサービスにわかれています。

◆児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：15人/日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：8人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスいっぽ（定員：10人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスさんぽ（定員：10人/日）
■ きっずていく たきかわ（定員：10人/日）

◆医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能障がいのある児童に、児童発達支援に加えて理学療法等の機能訓練や医学的管理に基づいた支援を行います。

◆居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により、児童発達支援や医療型児童発達支援を受けるために外出することが困難な障がい児の居宅を訪問して必要な支援を行います。

◆放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■ 滝川市こども発達支援センター（定員：15人/日）
■ 滝川通園事業所たんぽぽの家（定員：8人/日）
■ トータルサポート riaru〜リアル〜（定員：5人/日）
■ 放課後等デイサービスこどもサポートハウスりすむ（定員：10人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスいっぽ（定員：10人/日）
■ 放課後等デイサービス こころる滝川（定員：10人/日）
■ 児童発達支援・放課後等デイサービスさんぽ（定員：10人/日）

■きっずていく たきかわ（定員：10人/日）

◆保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対して、訪問支援員が保育所、幼稚園、小学校等の集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行います。

■滝川市こども発達支援センター

3. 計画相談支援・地域相談支援・障がい児相談支援

サービスの支給決定や継続のための計画作成のほか、地域での生活に移行するための準備や移行した後のサポートを行います。

◆計画相談支援・障がい児相談支援

相談支援事業所の相談支援専門員が本人や家族の意向や希望の聴き取り調査を実施し、障がい児者個々の総合的な支援方針や本人にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成できるように、サービス等利用計画や支援利用計画を作成するほか、日常の一般相談への対応を行います。

■ほほえみプラザ（対象：者・児童）

■あおば（対象：者）

■滝川市こども発達支援センター（対象：児童）

◆地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や病院、救護施設、矯正施設に入所等をしていた障がい者に、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

■ほほえみプラザ

イ 地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者に、夜間を含む緊急時の連絡や相談等のサポートを行います。

■ほほえみプラザ

4. 障がい福祉サービス等利用の状況（令和５年８月利用分）

（１）訪問系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	滝川市社会福祉協議会	19
	ヘルパーステーションぴーすふる	1
	ヘルパーステーションちやいむ	6
同行援護	滝川市社会福祉協議会	2
行動援護	ヘルパーステーションぴーすふる	1
合 計		29

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
居宅介護	サポートセンターぼすと（奈井江町）	1
	SOMPO ケア空知訪問介護（砂川市）	2
同行援護	きらりトランスポート外出支援事業所（札幌市）	1
行動援護	ヘルパーステーション ハーモニー（札幌市）	1
重度訪問介護	きらりトランスポート外出支援事業所（札幌市）	1
合 計		6

（２）日中活動系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	滝川ほほえみ工房	14
	滝川通園事業所たんぽぽの家	5
	トータルサポート riaru〜リアル〜	6
	ゆいと	6
自立訓練（生活訓練）	多機能型事業所ひなた	8
就労継続支援（Ａ型）	CONNECT	17
	ヒューマンインターフェイス	11
就労継続支援（Ｂ型）	若草友の会共同作業所	21
	滝川ほほえみ工房	35
	滝川更生園	19
	滝川新生園	17
	地域生活訓練センターこころ	6
	多機能型事業所ひなた	10
	工房江部乙	9
	アドバンス	13
	障がい者支援事業所 歩	9
短期入所	短期入所えーる	8
合 計		214

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	札幌光の森学園（札幌市）	1
	自閉症者地域生活支援センターなないろ（札幌市）	1
	花園学院（札幌市）	1
	美しの森（札幌ワーカー）（札幌市）	1
	はぴえこ新しのつ（新篠津村）	1
	共栄（北広島市）	2
	障がい者支援施設 ひかりの里（今金町）	1
	障がい者支援施設 朝里ファミリア（小樽市）	1
	愛和の里きもべつ（喜茂別町）	1
	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園（余市町）	1
	指定障害者支援施設 やすらぎ園（旭川）	1
	旭川ねむのきの園（旭川市）	1
	障がい者支援施設 第二希望学園（旭川）	1
	生活介護事業所 じゃもん（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園（南富良野町）	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	愛灯学園（帯広市）	1
	障がい者支援施設 こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどワーク&ハイム（岩見沢市）	4
	障害者支援施設 雪の聖母園（月形町）	2
	ライフサポート美唄（美唄市）	3
	パシオ（美唄市）	3
	障害者支援施設 おにしか更生園（小平町）	2
	障害者支援施設 風連別学園（初山別村）	1
	障がい者支援施設 ないえ（奈井江町）	5
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	生活介護事業所 ひかり（新十津川町）	7
	砂川希望学院（砂川市）	4
	デイサポートセンター夢（砂川市）	5
	デイサポートセンター優（砂川市）	4
	光生舎フーレビラ（赤平市）	3
	光生舎虹の里デイサービスセンター（赤平市）	5
	光生舎ワークショップ（赤平市）	2
	光生舎クリーナース（赤平市）	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
生活介護	光生舎メディックエル（赤平市）	1
	光生舎虹の里（赤平市）	9
	雨竜町暑寒の里（雨竜町）	4
	あかとき学園（深川市）	3
	生活介護事業所みなちっぷ（秩父別町）	2
	厚田はまなす園（石狩市）	1
自立訓練（生活訓練）	くるみ（砂川市）	1
	支援施設 節婦ほろしりの里（新冠町）	1
就労継続支援（A型）	らぶアンドピース（札幌市）	1
	ゆにばーさる就労支援センター札幌豊平（札幌市）	1
	光生舎フロンティア（札幌市）	1
	光生舎クリーニング・セブン（歌志内市）	2
	笑飛巣（砂川市）	1
	就労継続支援A型事業所 One's Life（砂川市）	3
	ジョブサポート シナジー（新十津川町）	4
	光生舎ライトプラザ（赤平市）	4
	光生舎メディックエル（赤平市）	5
就労継続支援（B型）	えぞネット（札幌市）	1
	さっぽろ地域生活支援センター らいず（札幌市）	1
	就労継続支援B型 ミライク・チセ（札幌市）	1
	ボアソルチ（札幌市）	1
	共同事業所 ぼろみな（札幌市）	1
	リハビリー・おおぞら（北広島市）	1
	ワークステーション シーウィンド（小樽市）	1
	ふぁいん（旭川市）	1
	ラベンダーの郷（富良野市）	1
	ワークステーション 翼（東川町）	1
	ミルト（新冠町）	1
	おとわ（音更町）	1
	くるみ（砂川市）	4
	障がい者就労継続支援事業所ばる〜ん（砂川市）	1
	就労支援センター すまっしゅ（奈井江町）	4
	ジョブサポート フレーバーカントリー（新十津川町）	8
	ワーク望（砂川市）	1
	就労継続支援B型事業所 ひらき（新十津川町）	1
	就労継続支援B型事業所 それいゆ（上砂川町）	8
	就労継続支援B型事業所 びあねっと（新十津川町）	4
	ジョブタス砂川事業所（砂川市）	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
就労継続支援（Ｂ型）	ひかりぷらす２（赤平市）	３
	工房 赤平虹の架け橋（赤平市）	２
	光生舎ワークショップⅡ（赤平市）	１０
	光生舎ライト・プラザ（赤平市）	２
	就労支援事業所 実の里（赤平市）	１
	就労支援センター青空（深川市）	２
	アグリーン妹背牛（妹背牛町）	１
療養介護	緑が丘療育園（札幌市）	２
	大倉山学院（小樽市）	２
	北海道療育園（旭川市）	６
短期入所	短期入所事業所 剣淵西原学園（剣淵町）	１
	砂川希望学院（砂川市）	１
	光生舎虹の里（赤平市）	１
	光生舎フレービラ（赤平市）	１
合 計		１９９

（３）居住系サービス

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	社会福祉法人滝川ほほえみ会	３３
	医療法人優仁会（滝川中央病院）	２
	一般社団法人はるか	９
	合同会社ひかりサービス	４
	社会福祉法人雨竜園	２
	リアルの家	４
合 計		５４

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 （グループホーム）	サマー太陽（札幌市）	１
	サポート in サッポロ（札幌市）	１
	さっぽろ地域生活支援センター あーねすと（札幌市）	１
	アンリーホーム（札幌市）	１
	あしり（札幌市）	１
	グループホーム ていねドリームマンション（札幌市）	１
	グループホーム パル（札幌市）	１
	ふぁんふぁん（札幌市）	１
	くるみ寮（札幌市）	１
	グループホームエース（札幌市）	１
	はぴらいふ新しのつ（新篠津村）	１

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
共同生活援助 (グループホーム)	地域支援センター ゆう(小樽市)	1
	さぼーと22(旭川市)	2
	ふきのとう I(旭川市)	1
	ケアホーム にーな(旭川市)	1
	さくら荘(富良野市)	1
	共同生活援助事業所「げんせん」(室蘭市)	1
	だて地域生活支援センター らいむ(帯広市)	1
	サポートセンター えましあ(新冠町)	1
	伏古の里(帯広市)	1
	グループホーム クローバーハウス(音更町)	1
	指定共同生活援助さくら(月形町)	1
	ライフサポート美唄(美唄市)	1
	地域生活支援あと(小平町)	1
	GH・CH 地域生活支援初風(初山別村)	1
	みどり荘(奈井江町)	5
	どんぐり(砂川市)	5
	共同生活のぞみ(砂川市)	2
	ホームピンネ(新十津川町)	10
	むすび(新十津川町)	1
	共同生活援助事業所ぴあねっと(新十津川町)	3
	共同生活援助事業所 あおば(新十津川町)	6
	グループホーム「なかま」奈井江(奈井江町)	2
	ケアホームメイプル(赤平市)	8
	博友荘(赤平市)	2
	グループホーム 翠(赤平市)	1
	きらり(芦別市)	1
	共同生活援助事業所すずらん(芦別市)	1
	ジョイン(雨竜町)	3
	共同生活支援センターすずらん(深川市)	2
	グループホーム心空(秩父別町)	2
	グループホーム 夢の杜(妹背牛町)	1
施設入所支援	札幌光の森学園(札幌市)	1
	花園学園(札幌市)	1
	美しの森(札幌市)	1
	共栄(北広島市)	2
	ひかりの里(今金町)	1
	朝里ファミリア(小樽市)	1
	愛和の里きもべつ(喜茂別町)	1

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
施設入所支援	銀山学園（仁木町）	1
	余市豊浜学園（余市町）	1
	やすらぎ園（旭川市）	1
	旭川ねむのきの園（旭川市）	1
	第二希望学園（旭川市）	1
	北の峯学園（富良野市）	1
	南富良野からまつ園（南富良野町）	1
	大雪の園（鷹栖町）	1
	永光（苫小牧市）	1
	富門華寮（安平町）	1
	支援施設 節婦ほろしりの里（新冠町）	1
	おとわ（音更町）	1
	こまくさ学園（紋別市）	1
	くびどワーク&ハイム（岩見沢市）	4
	雪の聖母園（月形町）	1
	ライフサポート美唄（美唄市）	2
	パシオ（美唄市）	3
	おにしか更生園（小平町）	1
	障がい者支援施設 ないえ（奈井江町）	5
	北海道拓明興社（奈井江町）	2
	砂川希望学院（砂川市）	4
	光生舎 フーレビラ（赤平市）	2
	光生舎 ワークショップ（赤平市）	2
	光生舎 クリーナース（赤平市）	1
	光生舎 メディック・エル（赤平市）	2
	光生舎 虹の里（赤平市）	9
	障がい者支援施設 雨竜町暑寒の里（雨竜町）	3
	あかとき学園（深川市）	3
	厚田はまなす園（石狩市）	1
合 計		147

（４）計画相談支援・地域相談支援

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
計画相談支援	ほほえみプラザ	29
	あおば	10
地域定着支援	ほほえみプラザ	4
合 計		43

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
計画相談支援	相談支援センター ひかり（札幌市）	1
	さっぽろ地域生活支援センター相談室まーぶる（札幌市）	1
	ポプルス（札幌市）	1
	相談支援事業所 おあしす（新篠津村）	1
	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所 あとりえ（函館市）	1
	相談支援事業所 ぜにばこ（小樽市）	1
	かみかわ相談支援センター ねっと（旭川市）	1
	相談支援センター B eーねくすと（旭川市）	6
	とかちアーキキッチン（音更町）	1
	こくまさ学園（紋別市）	1
	美唄市障がい者相談支援センター いんくる（美唄市）	2
	地域生活支援センター ぽぽろ（砂川市）	11
	相談支援事業所 虹（新十津川町）	2
	そうだんの ていく（赤平市）	10
	相談支援事業所 いんぐ（芦別市）	19
	特定相談支援事業所 さかえ（雨竜町）	3
	一般社団法人きたそらちウェルフェアリンク（妹背牛町）	2
合 計		64

（５）障がい児通所支援

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	滝川市こども発達支援センター	65
	滝川通園事業所 たんぽぽの家	2
	児童発達支援・放課後等サービス いっぱ	9
放課後等デイサービス	滝川市こども発達支援センター	42
	滝川通園事業所たんぽぽの家	4
	トータルサポート riaru〜リアル〜	10
	児童発達支援・放課後等サービス いっぱ	12
	放課後等デイサービス こころる滝川	11
	きっずていく たきかわ	4
障害児相談支援	滝川市こども発達支援センター	36
	ほほえみプラザ	3
合 計		198

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
児童発達支援	児童発達支援・放課後等デイサービス Wish 宮の森（札幌市）	1
	ひかり奈井江（奈井江町）	3
	こども広場 ちくたく（砂川市）	2
放課後等デイサービス	きっずでい（新十津川町）	8
	ひかり砂川（砂川市）	1
	こども広場 ちくたく（砂川市）	7
	ぴーず（砂川市）	7
	放課後等デイサービス こどもサポートハウス（砂川市）	24
障害児相談支援	相談支援事業所 いんぐ（芦別市）	2
合 計		55

（５）地域生活支援事業

【市内】サービス種別	施設名	利用者数(人)
移動支援事業	ヘルパーステーションチャイむ	1
訪問入浴サービス	アースサポート（株）	1
日中一時支援事業	トータルサポート riaru〜リアル〜	1
	たんぽぽの家	4
意思疎通支援事業	手話奉仕員派遣	1
合 計		8

【市外】サービス種別	施設名	利用者数(人)
日中一支援	砂川希望学院（砂川市）	5
移動支援事業	サポートセンターぼすと（奈井江町）	2
	社会福祉法人札幌報恩会（札幌市）	1
合 計		8

V 計画推進のための基本的事項

数値目標については、国や北海道が掲げる指針や目標に沿いながら、第1期から第6期計画の利用実績と併せ、現に障がい福祉サービスを利用している方個々の状況やニーズを十分踏まえて設定しています。

注：令和5年度の数値は令和5年8月までの実績数値となっています。

■施設入所者の地域生活への移行

国では、地域生活への移行を推進する観点から、数値目標の設定に当たっては、令和4年度末の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとし、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを目標としています。これは、滝川市に当てはめると4人（70人の6%）の地域移行を目指すことになります。

現在の施設入所者については、重度又は高齢者の方が多い現状や、直近の地域移行の実績を踏まえて数値目標を設定することとし、地域の関係機関との連携や状況を十分把握した上で地域移行を望むサービス利用者の希望を尊重し、対応していきます。

◆滝川市における施設入所者の地域に移行した人数

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	見込量		
													6	7	8
人数	1	2	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2

■入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国では、精神障がい者の地域生活への移行を推進しています。

滝川市としても、国が目標とする精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数の向上や精神病床における1年以上長期入院患者数の減少、早期退院率の向上を目指すこととします。

今後も、地域移行、地域定着支援ならびに自立生活援助のサービスの利用を検討しながら、病院等関係機関との連携を図り、推進に努めていきます。

◆退院により地域に移行した精神障がい者数

年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	見込量		
													6	7	8
人数	1	8	2	3	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1

■障がい者の就労促進（福祉施設から一般就労への移行）

国では、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する目標値の設定に当たって、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること等を基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえることとしています。

滝川市では、令和3年度に5人の一般就労へ移行した実績がありますが、これまでの傾向を見ると多い部類であり、移行人数も年度毎にばらつきがあることから令和2年度から4年度までの実績を考慮して設定することとします。

一方で、一般就労した障がい者の中には環境の変化について行けず再び福祉就労等に戻る方もおり、就労移行支援事業所、ハローワーク滝川、障がい者就労・生活支援センター、相談支援事業所等関係機関との連携や就労移行支援、就労定着支援等必要なサービスの提供により障がい者が自立した日常生活を送るため、一般就労へ移行や定着されるよう支援していきます。

◆滝川市における一般就労移行の状況

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	3	2	2	4	1	2	3	7	0	5	3	2	3	3	3

■グループホームの整備

社会福祉法人等が運営するグループホームが、現在129人が入居できるまで整備されてきました。

高齢の親と暮らしている障がい者も多く、親亡き後、一人での生活が困難で不安を抱えている障がい者も多いのが実情です。安心して地域で生活できるよう、自立生活援助等に取り組むなか、関係団体等の協力を得ながら、地域で生活できる環境の充実強化を図るため、より一層の整備を推進します。また、一人暮らしに近い形での利用希望もあることからアパートタイプの整備も推進します。

◆滝川市内におけるグループホームの整備実績と見込量

										見込量		
年度	H27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
グループホーム整備	81	86	86	86	90	96	110	116	123	132	141	150

<参考：グループホームの種類>

介護サービス包括型～主に夜間や休日に相談・入浴・排泄または食事の介護といった日常生活上の援助を必要とする方を対象とし、グループホームの運営者が日常生活上の援助や介護を行う。

外部サービス利用型～主に夜間において相談その他日常生活上の援助を必要とする方を対象とし、入浴・排泄または食事の介護等の援助は、外部の居宅介護事業所が提供する。

日中サービス支援型～重度の障がいや高齢であるため日中活動サービスを受けられない方を対象とし、グループホームの運営者が家事や相談などの日常生活上の援助や介護を行う。短期入所を併設している。

Ⅵ 数値目標の設定

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする本計画の数値目標設定については、相談支援事業所等の関係機関と十分連携し、障がい者個々の状況やニーズに基づき、サービス種別やサービス量を見込みます。

また、既にサービスを利用している障がい者に加え、退所や退院により地域に移行する障がい者等、新たにサービスを受ける方々の状況を踏まえ、更には第6期障がい福祉計画の実績等も考慮したうえで数値目標を設定します。

注：各年度の人数、日数等の数値は、年間実績の月平均の数値となっています。

注：令和5年度の数値は、令和5年4月～8月までの平均数値となっています。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護

在宅の障がい者のグループホーム入居や65歳到達による介護保険サービスへの移行等により、新規の利用開始とサービス提供の終了が同程度で推移しており、ここ数年、利用者数については緩やかな増加傾向となっています。今後も難病患者の利用も含め、同程度で推移するものと見込まれます。

◆居宅介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	35	35	43	39	31	29	26	24	26	29	29	29	29	30	31
時間	401	444	494	448	356	371	352	311	311	337	342	339	342	359	376

(2) 同行援護

視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等外出支援を行うサービスで、今後もほぼ同程度の利用が見込まれます。

◆同行援護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	2	4	4	4	4	4	5	7	5	5	4	3	5	5	5
時間	12	30	32	34	36	35	36	40	32	35	32	32	33	33	33

(3) 行動援護

一人では行動のできない知的障がい者や精神障がい者を対象としたサービスで市外のグループホーム入居者の利用が多く、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆行動援護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	5	5	5	5	6	4	3	3	2	1	1	1	1	1	1
時間	35	38	43	45	65	69	46	41	26	16	20	22	22	22	22

(4) 重度訪問介護

常時介護の必要な方又は行動上著しい困難を有する障がい者に、居宅での入浴や排せつ、食事の介護等や外出時における移動中の介護等、総合的な援助を行うサービスで、本市では令和3年度まで現在重度訪問介護の利用実績はありませんでしたが、直近の利用実績を参考に同程度の利用が見込まれます。

◆重度訪問介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	令和3年度まで当市での利用実績なし										1	1	1	1	1
時間											1	1	1	1	1

(5) 重度障がい者等包括支援

本市では、現在重度障がい者等包括支援の利用実績はありませんが、今後、在宅での生活環境の整備が進められることにより、障がい者やその家族の在宅生活継続のニーズに応じて、対応していきます。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

第6期計画期間には、継続的な在宅からの通所者や養護学校卒業者等の新規利用者の増を見込みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和5年度までは緩やかな減少傾向となりました。令和5年度の途中では利用量が増加しておりますが、これまでの傾向から同程度で推移するものと見込まれます。

◆生活介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	114	120	124	128	124	122	120	118	119	118	117	124	124	129	134
日数	2,275	2,397	2,456	2,579	2,489	2,449	2,428	2,394	2,415	2,404	2,349	2,472	2,472	2,572	2,672

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体機能の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションと併せ生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。平成 23 年度 1 名の利用を最後に利用実績はありません。

(3) 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持・向上を図るため必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスで、第 6 期計画期間では緩やかな減少傾向となりました。令和 5 年度は増加傾向にありますが、これまでの傾向から同程度で推移するものと見込まれます。

◆自立訓練（生活訓練）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	4	9	20	18	19	15	13	15	11	11	10	14	14	14	14
日数	67	127	299	262	272	201	188	220	141	157	125	185	185	185	185

(4) 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力の維持・向上のための訓練その他必要な支援を行うサービスです。支給決定期間に制限がありますが、事務的に終了させることなく、認定審査会等に諮り、障がい者個々の状況を踏まえたうえで支給決定期間の更新をしており、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆宿泊型自立訓練利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
利用人数	1	2	3	2	2	3	3	3	2	1	1	0	1	1	1

(5) 就労移行支援

就労を希望する障がい者に一定期間、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動の支援等を行います。

第 6 期計画期間内では養護学校等を卒業する障がい者等の利用を見込んでおりましたが、減少傾向となりました。ただ、市内において一定のニーズがあることから、利用実績から同程度の利用を見込んでいます。

◆就労移行支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	7	6	9	16	14	10	9	9	5	4	5	1	5	5	5
日数	145	119	143	270	251	183	160	153	99	65	87	18	84	84	84

(6) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面での課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆就労定着支援利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	H30	R1	2	3	4	5	6	7	8
利用人数	1	3	3	1	0	0	1	1	1

(7) 就労継続支援（A型）

65歳未満の障がい者に、就労に必要な知識、能力の向上を図るため、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。滝川市内や近隣市町に新規の事業所が開設され利用が年々増加していることから、今後も増加が見込まれます。

◆就労継続支援（A型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	3	8	11	14	32	33	36	34	33	36	46	49	49	57	66
日数	50	160	209	275	586	556	518	624	631	694	851	920	920	1,067	1,237

(8) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上を図るために必要な訓練等を行うサービスです。滝川市内や近隣市町に新規の事業所が開設され、様々な種類の訓練を行う事業所が増えたこともあり、利用の増加傾向は継続しています。今後も、精神障がい者、発達障がい者等の一般就労の前段として、サービス利用希望者は増加が見込まれます。

◆就労継続支援（B型）利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	118	124	130	137	143	158	165	174	184	185	195	203	203	214	220
日数	2,058	2,197	2,284	2,368	2,488	2,658	2,796	3,003	3,162	3,149	3,330	3,532	3,532	3,687	3,762

（９）就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスで、ハローワークは利用者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施することとされています。

令和7年10月からサービス開始予定とされていることや新たなサービスであることから、数値的な目標は定めませんが、就労系サービスの更なる充実が期待されます。

（10）療養介護

重症心身障がい者施設入所者の日中活動に大きな増減はなく、今後も同程度の利用が見込まれます。

◆療養介護利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
利用人数	10	10	10	10	10	10	11	11	10	9	10	10	10	10	10

（11）短期入所

在宅障がい者の介護者のレスパイト利用等により、直近の利用実績と同程度の利用が見込まれます。

◆短期入所利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	6	6	9	7	5	10	11	13	8	11	11	11	11	11	11
日数	65	47	80	60	50	91	86	97	68	120	130	124	130	130	130

見込量内訳						
年度	短期入所（福祉型）			短期入所（医療型）		
	R6	7	8	R6	7	8
人数	10	10	10	1	1	1
日数	127	127	127	3	3	3

3. 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

滝川市内のグループホーム整備は増加傾向にあり、養護学校卒業者や在宅の障がい者で親の高齢化により同居が困難になるケースの増加傾向が見込まれることから、今後も入居者の増加が見込まれます。

◆グループホーム入居者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	67	74	82	86	97	102	104	108	117	127	129	131	131	137	143

(2) 施設入所支援

国の指針によれば令和8年度末までに令和4年度末入所者の5%である4人の減を目指すこととなりますが、現在の入所者は高齢で重度の方も多く、結果として利用はほぼ横ばいと見込まれます。

◆施設入所者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	78	77	77	81	77	74	72	71	71	71	70	69	69	69	69

(3) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホームから賃貸住宅等一人暮らしを希望する障がい者を対象に、一定の期間訪問するなどして、指導・助言のほか医療機関等の関係機関との連絡調整など支援を行うサービスで、利用実績から今後も同程度の利用が見込まれます。

◆自立生活援助利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	H30	R1	2	3	4	5	6	7	8
利用人数	1	1	1	1	0	0	1	1	1

4. 計画相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するにあたって、サービス利用者全員がサービス等利用計画を作成するため、滝川市内の相談支援事業所はもちろん、全道各地の相談支援事業所と連携して取り進めています。滝川市においてはセルフプラン（指定特定相談支援事業者等以外の者が作成したサービス等利用計画）の方が数人いますが、今後も障がい者個々に合った適切なサービスを支給できるよう取組を進めます。

◆計画相談支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	11	31	49	56	57	47	60	68	90	102	106	113	113	122	131

(2) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障がい者支援施設や精神科病院のほか、救護施設等の保護施設や矯正施設に入所入院している障がい者を対象に地域移行を図り、自立した日常生活を送られるよう支援を行うものです。相談支援事業所のほか病院、関係機関等と十分連携し取り組みます。

◆地域移行支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1

イ 地域定着支援

主に地域移行された精神障がい者が安定した地域生活を送れるよう地域定着に向けて支援を行うものです。相談支援事業所のほか関係機関等と連携を図り取り組みます。

◆地域定着支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	0	1	1	0	0	0	1	1	2	5	6	5	6	6	6

5. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行っています。関係機関の連携による早期の発見や対応により今後の利用増加が見込まれます。

◆児童発達支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	67	61	64	68	61	65	66	60	65	65	75	68	75	80	84
日数	165	145	162	175	156	181	151	110	63	187	232	250	250	310	384

(2) 医療型児童発達支援

滝川市内には事業所はなく、平成 25 年度以降利用はありません。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して提供されるもので、滝川市内には事業所はなく、利用也没有ありません。

(4) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。児童発達支援の利用の増に合わせて、放課後等デイサービスに移行する継続的な支援が必要な利用者の増加が見込まれます。

◆放課後等デイサービス利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	29	38	41	42	64	50	54	67	67	74	92	117	117	136	159
日数	128	190	221	208	422	513	531	666	722	829	939	997	997	1,136	1,295

(5) 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うものです。平成 30 年度から取り組んでおり、保育所側の受入体制の整備等課題もありますが、利用実績から今後も利用が見込まれます

◆保育所等訪問支援利用者数の実績と見込量

							見込量		
年度	H30	R1	2	3	4	5	6	7	8
利用人数	1	1	0	1	0	0	1	1	1
日数	1	1	0	1	0	0	1	1	1

(6) 障がい児相談支援

障がい児の保護者や特別支援学級、養護学校等と十分連携を図り、障がい児個々の適切な支援利用計画を作成します。各種サービスの利用増加に比例し、今後も利用が見込まれます。

◆障がい児相談支援利用者数の実績と見込量

													見込量		
年度	H24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
人数	11	22	27	27	26	33	33	36	35	32	40	44	44	47	50

6. 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がい者の地域での生活を支えるために滝川市が主体となって取り組む事業です。

<必須事業>

◇理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業で、研修会やイベント等を開催する中で取り組みます。また、当該事業の推進にあたっては、精神疾患の一次予防も含めて検討します。

◇自発的活動支援事業

障がい者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業で、災害対策や孤立防止活動ボランティア活動等、障がい者団体や各種団体と連携を図りながら取り組みます。

◇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。

◇相談支援事業

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、その保護者又は介護を行う方からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて障がい福祉サービスの利用支援のほか、虐待の防止又はその早期発見のための関係機関との連絡調整、また、障がい者の権利擁護のために必要な援助、相談支援を行います。

あわせて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門職員を配置し、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体・知的・精神障がい者の相談業務を総合的に行う相談支援を推し進める基幹相談支援センターの強化を図ります。

◇成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と思われる知的障がい者又は精神障がい者に対し、経費の補助を受けなければ利用が困難と認められる場合に、申立費用及び後見人の報酬を助成します。

◇意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話奉仕員（通訳者）の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、要約筆記者の派遣については、ニーズに応じて検討していきます。

◇日常生活用具給付等事業

障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

◇手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、研修事業を開催する中で手話奉仕員の養成を図ります。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。

◇地域活動支援センター事業

通所する障がい者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行います。

＜任意事業＞

◇訪問入浴サービス事業

在宅生活を送る身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅にて入浴サービスを提供します。

◇日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保、提供し、家族の就労支援や家族の一時的な休息を支援します。

◇その他 社会参加支援事業

■声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、障がい者にわかりやすい方法により、地方自治体等の広報紙や地域生活をする上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

Ⅶ サービスの見込量一覧（再掲）

サービス体系		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人	時間・日	人	時間・日	人	時間・日
訪問系サービス	居宅介護	29	342	30	359	31	376
	同行援護	5	33	5	33	5	33
	行動援護	1	22	1	22	1	22
	重度訪問介護	1	1	1	1	1	1
日中活動系サービス	生活介護	124	2,472	129	2,572	134	2,672
	自立訓練（生活訓練）	14	185	14	185	14	185
	宿泊型自立訓練	1	—	1	—	1	—
	就労移行支援	5	84	5	84	5	84
	就労定着支援	1	—	1	—	1	—
	就労継続支援（A型）	49	920	57	1,067	66	1,237
	就労継続支援（B型）	203	3,532	214	3,687	220	3,762
	療養介護	10	—	10	—	10	—
	短期入所	11	130	11	130	11	130
居住系サービス	共同生活援助	131	—	137	—	143	—
	施設入所支援	69	—	69	—	69	—
	自立生活援助	1	—	1	—	1	—
・ ・ 地 計 域 画 相 相 談 談 支 支 援 援	計画相談支援	113	—	122	—	131	—
	地域相談支援	7	—	7	—	7	—
	地域移行支援	1	—	1	—	1	—
	地域定着支援	6	—	6	—	6	—
通所障がい児支援	児童発達支援	75	250	80	310	84	384
	放課後等デイサービス	117	997	136	1,136	159	1,295
	保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
	障がい児相談支援	44	—	47	—	50	—

◇理解促進研修啓発事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇自発的活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施見込み	未実施	未実施	実施

◇成年後見制度法人後見支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇相談支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
相談支援機能強化事業	1 か所	1 か所	1 か所

◇成年後見制度利用支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇日常生活用具給付事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	6件	6件	6件
自立生活支援用具	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	4件	4件	4件
情報・意思疎通支援用具	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	1,166件	1,166件	1,166件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4件	4件	4件

◇手話奉仕員養成研修事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施見込み	未実施	未実施	実施

◇移動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	12 人	12 人	12 人
利用見込時間数	361 時間	361 時間	361 時間

◇地域活動支援センター事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	1 か所	1 か所	1 か所
利用見込者数	4 人	4 人	4 人

◇訪問入浴サービス事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	2 人	2 人	2 人

◇日中一時支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用見込者数	11 人	11 人	11 人

◇社会参加促進事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報発行事業	12 回	12 回	12 回

Ⅷ 障がい福祉サービス等 利用実績（再掲）

◆訪問系サービス

サービス体系	H29年度		30年度		R1年度		2年度		3年度		4年度	
	人	時	人	時	人	時	人	時	人	時	人	時
居宅介護	29	371	26	352	24	311	26	311	29	337	29	342
同行援護	4	35	5	36	7	40	5	32	5	35	4	32
行動援護	4	69	3	46	3	41	2	26	1	16	1	20
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

◆日中活動系サービス

サービス体系	H29年度		30年度		R1年度		2年度		3年度		4年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
生活介護	122	2,449	120	2,428	118	2,394	119	2,415	118	2,404	117	2,349
自立訓練（生活訓練）	15	201	13	188	15	220	11	141	11	157	10	125
宿泊型自立訓練	3	—	3	—	3	—	2	—	1	—	1	—
就労移行支援	10	183	9	160	9	153	5	99	4	65	5	87
就労定着支援	—	—	1	—	3	—	3	—	1	—	0	—
就労継続支援（A型）	33	556	36	518	34	624	33	631	36	694	46	851
就労継続支援（B型）	158	2,658	165	2,796	174	3,003	184	3,162	185	3,149	195	3,330
療養介護	10	—	11	—	11	—	10	—	9	—	10	—
短期入所	10	91	11	86	13	97	8	68	11	120	11	130

◆居住系サービス

サービス体系	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
共同生活援助	102人	104人	108人	117人	127人	129人
施設入所支援	74人	72人	71人	71人	71人	70人
自立生活援助	—	1人	1人	1人	1人	0人

◆計画相談支援・地域相談支援

サービス体系	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
計画相談支援	47人	60人	68人	90人	102人	106人
施設入所支援	74人	72人	71人	71人	71人	70人
地域移行支援	1人	2人	2人	3人	5人	6人
地域移行支援	1人	1人	1人	1人	0人	0人
地域定着支援	0人	1人	1人	2人	5人	6人

◆障がい児通所支援

サービス体系	H29年度		30年度		R1年度		2年度		3年度		4年度	
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日
児童発達支援	65	181	66	151	60	110	65	63	65	187	75	232
放課後等デイサービス	50	513	54	531	67	666	67	722	74	829	92	939
保育所等訪問支援	—	—	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
障がい児相談支援	33	—	33	—	36	—	32	—	32	—	40	—

◇理解促進研修啓発事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
事業実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施

◇自発的活動支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
事業実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

◇成年後見制度法人後見支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
事業実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◇相談支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
障害者相談支援事業	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1

◇成年後見制度利用支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
利用者数（人）	2	2	2	2	2	2

◇意思疎通支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
利用者数（人）	4	4	4	2	1	1

◇日常生活用具給付事業（給付費件数）

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
介護・訓練支援用具	3	5	0	1	4	6
自立生活支援用具	17	18	15	4	5	5
在宅療養等支援用具	3	3	0	4	2	1
情報・意思疎通支援用具	4	12	11	7	5	7
排泄管理支援用具	1,240	1,164	1,114	1,166	1,072	1,139
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	0	0	4	2

◇手話奉仕員養成研修事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
事業実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

◇移動支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
利用者数（人）	19	13	12	11	13	11
利用時間数（時間）	856	457	351	273	446	363

◇地域活動支援センター事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
実施事業所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
利用者数（人）	51	47	12	4	4	4

◇訪問入浴サービス事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
利用者数（人）	2	2	2	1	2	3

◇日中一時支援事業

区 分	H29年度	30年度	R1年度	2年度	3年度	4年度
利用者数（人）	12	15	10	10	14	8

◇社会参加促進事業

区 分	H29 年度	30 年度	R1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
声の広報発行事業（回）	10	10	10	9	5	8
自動車運転免許取得・改造助成事業（件）	5	1	0	1	1	2

《参考》

第1期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■日中活動系サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）で見込量を大きく下回っています。原因としては、事業所の新体系への移行が予想より少なく、旧法施設支援サービスが継続していることによるものです。

なお、新体系移行の時期については、各事業所において決定します。

短期入所については、平成18年度、19年度は3月利用分の実績ですが、平成20年度は4月から9月の平均値のため差が大きくなっています。（例年3月は春休みがあるため、平均より利用回数が増加する見込です。）

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については、見込量を上回っています。地域生活移行は進んでいますが、新規申込みについても見込量を上回っており、全体の人数は増加しています。

■地域生活支援事業

地域自立支援協議会については設立に向けて協議を進めており、平成21年度早期に設置予定です。

コミュニケーション支援事業については、見込量は月1件の扱いで各年度12件としていましたが、実利用人数で記載しています。

移動支援事業については、各年度とも時間数は見込量を大きく上回っていますが、件数（人数）では下回っており、一人当たりの利用時間が見込よりも大きくなっています。

地域活動支援センター事業については、第1期計画では平均人数で記載していますが、集計では実利用人数で記載しているため、見込量を上回っています。

注）サービス利用、支給決定に関しては、居住系サービスにおいて、利用を希望する入所施設等で空きがないため待機登録し、利用開始までサービス支給を保留している例が僅かにありますが、日中活動系サービス、訪問系サービスについては、障害程度区分に応じて概ね利用者の希望に沿う内容で支給決定を行っています。

《参考》

第2期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護および行動援護については、利用者数はほぼ計画どおりの数字となり年々増加傾向を示していますが、利用時間数は見込量を下回っており、短時間の派遣依頼が増えていると考えられます。

重度訪問介護については利用実績がありませんでしたが、平成23年度にスタートした同行援護について1人の利用実績がありました。

■日中活動系サービス

第2期において多くの事業所が新体系へ移行しました。日中活動の各種サービスともほぼ計画に沿った数字となっており、特に生活介護については見込量を上回り、平成23年度時点で99人の利用となっています。

就労継続支援B型については、滝川更生園と滝川新生園が平成24年4月1日の新体系移行となったため、見込量を大きく下回り82人の利用となっています。

また、今まで利用がなかった療養介護について1人の利用実績がありました。

■居住系サービス

グループホーム、ケアホーム、施設入所支援については見込量を下回りましたが、2箇所の入所施設が廃止になり、ケアホームや通所施設に移行する等、着実に障がい者の地域移行が進んでいます。

また、制度改正に伴いグループホーム、ケアホームの居住費助成もスタートし、平成23年度において68人の利用実績がありました。

■地域生活支援事業

平成21年度に地域自立支援ネットワーク会議が設置され、研修会等を開催しましたが、具体的な活動は今後検討されることになります。

訪問入浴サービス事業が新たにスタートし、平成23年度において2人の利用実績がありました。

また、日中一時支援についても、養護学校の生徒の進路実習を中心に利用が見込量を上回りました。

《参考》

第3期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

滝川市内にも指定特定相談支援事業所が4か所設立され、相談活動が市民に浸透していくなか、相談支援事業所を介しサービス利用の相談が増加し、居宅介護の申請をするなど精神障がい者等を中心とした新規利用者が増加する傾向を示しました。

同行援護は視覚障がい者にサービスが浸透し微増、また行動援護の利用者数は計画の数字を下回る結果となりました。重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

第3期では全事業所が新体系に移行しました。また、滝川市内にも新たに事業所が立ち上げられ、精神障がい者等を対象とした自立生活訓練のサービスがスタートしたほか、近隣の市に雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が立ち上がる等、施設整備に伴う利用者の増加が見られました。

また、生活介護は重症心身障がい者対象のたんぼの家が制度改正により障がい福祉サービスに組み込まれる等計画と比較し微増傾向を示しました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化される等制度改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備されるなか利用者も増加しております。施設入所者については第3期では78人前後で横ばい状態が続いております。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

平成24年度から制度改正により、児童福祉法による障がい児通所支援が新たにスタートしました。滝川市内、こども発達支援センターのほか民間事業所で3か所立ち上げられる等、利用者の増加が見られました。

■地域生活支援事業

相談支援事業の強化を図るため、相談支援業務の総合的連絡調整のほか、障がい者虐待防止や成年後見制度利用支援を図る等、平成24年度から基幹相談支援センターとして滝川ほほえみ会に委託、実施しております。

必須事業である移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業等の継続実施はもとより、理解促進研修啓発事業等新たな必須事業等にも、関係機関、団体等連携し取り組む必要があります。

第4期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

居宅介護については、主に精神障がい者を中心とした利用者の増加が見られましたが65歳到達による介護保険制度への移行も進められ、人数については横ばい状態となりました。また、福祉有償運送事業所が対象障がいを拡充したため、通院介助等のサービスと併用しながらの利用が見られました。

視覚障がい者対象の同行援護や知的障がい者等を対象とした行動援護の利用者数については、例年、4人から6人程度の利用実績となっております。なお、重度訪問介護および重度障害者等包括支援については利用の実績がありませんでした。

■日中活動系サービス

滝川市内で一つの自立生活訓練および就労移行支援事業所が廃止されましたが、新たに生活介護、自立生活訓練や雇用契約型の就労継続支援A型の事業所が開設されるなど、計画期間内で市内事業所が増加し、これら施設整備に伴い利用者の増加が顕著に見られました。

また、重症心身障がい児者対象の滝川通園事業所たんぽぽの家が旧国保病院から新設移転され拡充が図られました。

■居住系サービス

平成26年度からケアホームがグループホームに一元化されるなど制度の改正がありました。また、滝川中央病院のほか各事業所でグループホームを新設整備され、利用者も増加しております。施設入所者については減少傾向を示し、平成28年度77人と平成18年度から比べて20人減少した状況です。今後、更に地域移行を促進するためにはグループホームの整備が欠かせない状況となっております。

■障がい児通所支援

滝川市内や近郊にも事業所が新設され、利用者の増加が見られました。特に放課後等デイサービスの利用者増加が顕著に見られ、児童一人あたりの利用日数も増えている状況です。

また、滝川通園事業所たんぽぽの家も滝川市を中心とした中・北空知圏域の重症心身障がい児を対象に通所サービスを実施しており、より拡充されることを期待しております。

■地域生活支援事業

市町村事業の地域生活支援事業については、移動支援事業で今まで利用のなかった重症心身障害者の利用の実績がありました。意思疎通支援事業では、診察など医療現場での手話奉仕員派遣が主なものとなっております。

また、障がい者への理解を深めてもらうための理解促進事業については継続実施し、成年後見制度利用支援事業についても新たな利用実績がありました。

《参考》

第5期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

全般的な人口減少に伴う利用者の減や高齢化の影響から介護保険サービスへ移行する方の増が続いており、また、在宅からグループホームへ生活の拠点を移す方も増えていることから、居宅介護等訪問系サービスの利用は減少傾向にあります。

そのような中、新たな居宅介護事業所が開業され、利用者の選択肢が広がっている現状は望ましく、今後も訪問系サービスの充実が期待されます。

■日中活動系サービス

新たな就労継続支援B型事業所の開業や、自立訓練（生活訓練）事業所の自立訓練と就労継続支援B型と併せた多機能型の事業所への転換など、利用者にとって日中活動の場の選択肢が広がっています。

また、就労移行支援や就労継続支援のサービス利用後一般就労につながった方に対して、平成30年度に創設された就労定着支援の利用が一定数あり、一般就労の継続のために制度が活用されています。

■居住系サービス

市内96室のグループホームが整備されていますが、滝川市内外でグループホームの利用者は増えており、地域で生活するという利用者の希望に応じることができるよう滝川市内におけるより一層のグループホーム整備が期待されます。

施設入所については、減少傾向にありますが、今後も利用者の状況や希望に応じ、地域移行等が進められることが期待される一方で、入所を希望される方に対しても関係機関と連携の上対応を進めました。

■障がい児通所支援

滝川市内に児童発達支援と放課後等デイサービスに対応する施設が2施設整備され、利用者の選択肢が広がっています。

関係機関の連携により、児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行等もスムーズに実施されており、全体で利用者を支援する体制がとられています。

■地域生活支援事業

これまでも必須事業を中心にサービスの提供を行ってきており、各サービスともに継続的に利用されています。今後においても地域で生活する障がい児者のニーズの把握に努め、効果的な取り組みとなるよう事業を進めます。

■自立支援協議会

障がい者総合支援ネットワーク会議から発展させた自立支援協議会について、事務局会議の立上げ、研修の実施や困難事例の個別ケース検討など活動の在り方についての協議・検討を行い、活性化を図りました。

第6期障がい福祉計画におけるサービス実績の概要について

■訪問系サービス

グループホームの利用を希望する方が増えている状況や介護サービスへの移行の影響から、訪問系サービスの利用量は当初見込みを若干下回る結果となりました。ただ、これまで当市において利用実績がなかった重度訪問介護の利用がありました。

■日中活動系サービス

市内外の就労継続支援事業所の増加に伴い、A型・B型ともに就労継続支援の利用量は見込みを大きく上回り、就労機会の提供や生産活動への参加、更には一般就労への移行といったニーズが高まっていると言えます。

その他の日中活動系サービスは総体的に見込量を若干下回りましたが、短期入所にあっては1人あたりの利用日数が増加していることから、レスパイト利用等のニーズが高まっていると思われます。

■居住系サービス

グループホームの整備戸数と利用者が増えており年々増加しています。生活上の見守りや援助を受けながら生活できるグループホームは、利用者の精神的・身体的な安定を提供するだけでなく、社会生活上の自立や家族からの援助が困難な方も安心して生活が送れることから、利用希望者が増加しています。

施設入所については若干減少傾向にあり、国の指針でも地域移行等を進める方向性が示されておりますが、入所を希望される方に対しても関係機関と連携しながら対応を進めていく必要性があります。

■障がい児通所支援

滝川市内に児童発達支援と放課後等デイサービスに対応する施設が新たに整備され、当初見込みよりも大幅な利用がありました。特に放課後等デイサービスの利用の増加は大きく、地域社会参加や集団生活による成長や孤立の防止が期待できることに加え、安心して子どもの見守りや援助が受けられるといった側面も利用増加の要因であると思われます。

それに合わせて障がい児相談支援についても利用量が増加していることから、提供体制の更なる充実が期待されます。

■地域生活支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で、一部事業につきましては実施することができませんでしたが、今後においても地域で生活する障がい児者のニーズの把握に努め、効果的な取組となるよう事業を進めます。

(資料1)

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

(敬称略)

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	稲 垣 雄 一	
2	國學院大學北海道短期大学部	草 薙 恵美子	
3	滝川市立病院	齊 藤 ひとみ	
4	滝川市医師会	小 西 勝 人	委員長
5	滝川市歯科医会	中 村 光 宏	
6	滝川市民生委員児童委員連合協議会	伊 藤 光 子	
7	滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	副委員長
8	滝川市社会福祉事業団	坂 上 智 之	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	齊 藤 博 朗	
10	滝川青年会議所	澤 川 朋 之	
11	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
12	滝川市老人クラブ連合会	窪之内 美知代	

（資料2）

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

（設置）

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- （2） 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- （3） 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- （4） 健康管理に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

（組織）

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

（委員の職務期間）

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

2 市民会議の議長は、委員長が行う。

（専門部会）

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。
- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務进行处理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成29年6月3日から施行する。

(資料3)

滝川市自立支援協議会
障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	滝川身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川心身障害児者を持つ親の会	藤 本 文 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会	高 谷 富士雄	
5	滝川市民生委員児童委員連合協議会	関 戸 和 幸	
6	滝川地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	
7	社会福祉法人 滝川市社会福祉事業団	菊 地 知 之	
8	社会福祉法人 滝川ほほえみ会	服 部 宗 弘	
9	特定非営利活動法人 若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
10	特定非営利活動法人 凧汐	立 野 克 佳	

(資料4) 計画策定の経過

月 日	内 容
R5年 9月29日	第1回保健医療福祉推進市民会議
5年11月15日	第1回計画策定委員会にて意見交換
5年12月14日	第2回計画策定委員会にて計画(素案)について意見聴取
5年12月27日	第2回保健医療福祉推進市民会議
R6年 1月31日	第3回保健医療福祉推進市民会議